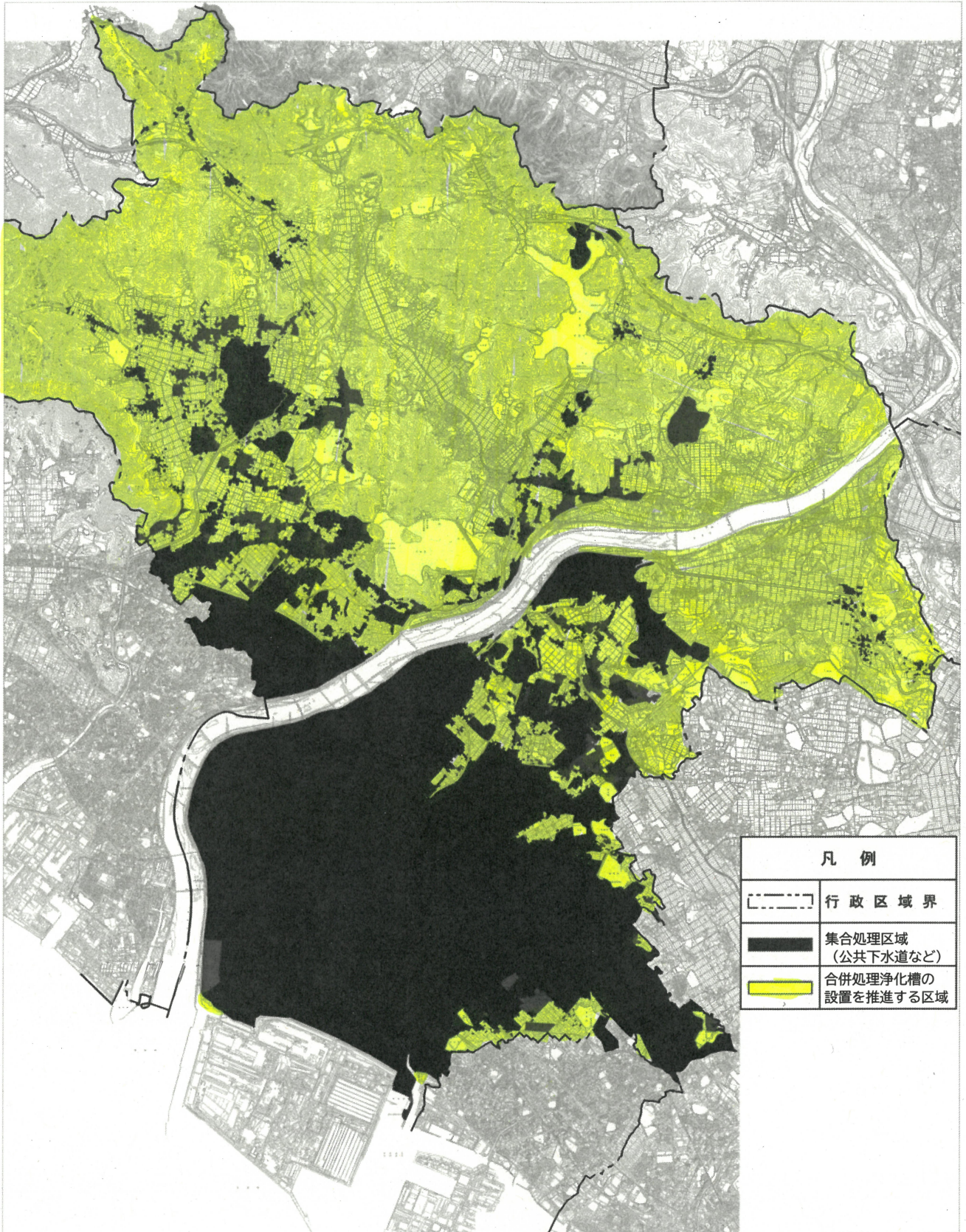


# 合併処理浄化槽の設置を推進する区域（イメージ図）



※この図面は平成 27 年 3 月 20 日付で行われた公共下水道区域の変更に基づき作成しています。

※浄化槽の設置を推進する区域は以下のとおりです。

【集合処理区域（公共下水道など）以外で、都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域】

※この図面はイメージ図です。区域のお問い合わせは、尾上処理工場（TEL079-422-5560）までお願いします。  
なお、集合処理区域（公共下水道など）については、上下水道局下水道課（TEL079-427-9290）までお願いします。